

(別添資料 1)

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年条例第59号）

新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（卸売の相手方の制限）</p> <p>第45条 卸売業者は，市場における卸売の業務については，仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，この限りでない。</p> <p>（1） 次のいずれかの特別の事情がある場合であつて，市長が当該市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。</p> <p>ア 当該市場における入荷量が著しく多いか，又は当該市場に出荷された物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生じるおそれがあるとき。</p> <p>イ 当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じたとき。</p> <p><u>ウ 開設区域内の他の市場の入荷量を調整するため，当該他の市場の卸売業者に対して卸売をするとき。</u></p>	<p>（卸売の相手方の制限）</p> <p>第45条 卸売業者は，市場における卸売の業務については，仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，この限りでない。</p> <p>（1） 次のいずれかの特別の事情がある場合であつて，市長が当該市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。</p> <p>ア 当該市場における入荷量が著しく多いか，又は当該市場に出荷された物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生じるおそれがあるとき。</p> <p>イ 当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じたとき。</p>	<p>調整転送に関する規定。 青果3市場の統合により 不要となったため削除。</p>

エ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情からみて当該市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売業務を行う者に対して卸売をするとき。

(2)・(3) (略)

ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情からみて当該市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売業務を行う者に対して卸売をするとき。

(2)・(3) (略)

(4) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。ただし、食肉市場における家畜の生体については、当該卸売の対象とはならない。

ア 当該契約において卸売の対象となる物品の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、第5項に規定するところにより市長に申請し、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

輸出に係る第三者販売

(要件)

輸出に関する契約に基づく場合であつて、契約において物品の品目、数量の上限等を定めていること、市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていることを要件とする。

2～4 (略)

5 (略)

6 第1項第2号イ又は第3号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第55条 (略)

2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品であつて当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれか

2～4 (略)

5 第1項第4号イの承認を受けようとする卸売業者は、食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。申請した内容を変更しようとする場合も、同様とする。

6 (略)

7 第1項第2号イ、第3号イ又は第4号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第55条 (略)

2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品であつて当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれか

(申請手続)

市長の承認を受けるための手続に関する規定。具体的な申請方法については規則に定める。

(卸売数量の報告)

既存の第三者販売と同様に、卸売数量を報告する。

を満たしているときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

3～6 (略)

を満たしているときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる物品の品目、数量の上限、買入れの実施期間（1年未満のものに限る。）及び当該市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 仲卸業者が、第7項に規定するところにより市長に申請し、当該契約に基づく買入れが当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

3～6 (略)

7 第2項第4号イの承認を受けようとする仲卸業者は、農林漁業者等と締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に係る契約書の写しを添えて、規則で定めるところにより、

輸出に係る直荷引き

(要件)

輸出のための買入れに関する契約に基づく場合であって、契約において物品の品目、数量の上限等を定めていること、市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていることを要件とする。

(申請手続)

市長の承認を受けるための手続に関する規定。具体的な申請方法について

7 (略)

8 第2項第2号又は第3号の契約に基づき買入れを行つた仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第58条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることのないよう努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもつて所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第59条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、規則

市長に申請しなければならない。申請した内容を変更しようとする場合も、同様とする。

8 (略)

9 第2項第2号、第3号又は第4号の契約に基づき買入れを行つた仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

(衛生上有害な物品等の売買禁止等)

第58条 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品(この条において「衛生上有害な物品等」という。)が市場に搬入されることのないよう努めるものとする。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を売買し、又は売買の目的をもつて所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第59条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、規則

ては規則に定める。

(販売数量の報告)
既存の直荷引きと同様に、販売数量を報告する。

人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品の売買、搬入の禁止の追加。

で定める時刻までに、当該物品ごとに品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第45条第1項第1号の規定による許可(ア、ウ又はエに該当する場合に限る。)又は同項第2号若しくは第3号の承認を受けて当日卸売をする物品

(4) (略)

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第45条第1項第1号の規定による許可又は同項第2号若しくは第3号の承認を受けて当日卸売をした物品

(4) (略)

3 (略)

で定める時刻までに、当該物品ごとに品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第45条第1項第1号の規定による許可(ア又はウに該当する場合に限る。)又は同項第2号、第3号若しくは第4号の承認を受けて当日卸売をする物品

(4) (略)

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第45条第1項第1号の規定による許可又は同項第2号、第3号若しくは第4号の承認を受けて当日卸売をした物品

(4) (略)

3 (略)

販売開始前における、第三者販売の予定数量等の報告。調整転送を削除、輸出を追加。

販売終業後における、第三者販売の卸売数量等の報告。調整転送を削除、輸出を追加。

別表第4

施設使用料

種別	単位	金額
卸売業者市場 使用料		卸売金額の1,000分の5
仲卸業者市場 使用料		仲卸業者が第55条第2 項第1号の規定による 許可又は同項第2号ウ <u>若しくは</u> 第3号イの承 認を受けた場合におけ るその買い入れた物品 の販売金額（消費税額 及び地方消費税額を含 む。）の1,000分の5
空地使用料	1日1平方メー トルにつき	3円
用地使用料	1月1平方メー トルにつき	92円

別表第4

施設使用料

種別	単位	金額
卸売業者市場 使用料		卸売金額の1,000分の5
仲卸業者市場 使用料		仲卸業者が第55条第2 項第1号の規定による 許可又は同項第2号ウ、 第3号イ <u>若しくは</u> 第4号 <u>イ</u> の承認を受けた場合 におけるその買い入れ た物品の販売金額（消 費税額及び地方消費税 額を含む。）の1,000分 の5
空地使用料	1日1平方メー トルにつき	3円
用地使用料	1月1平方メー トルにつき	92円

既存の直荷引き（買入れが困難な物品、共同集荷等）と同様に、輸出に係る直荷引きについて、仲卸業者市場使用料を納付。